

「裁判員経験者と法曹三者との意見交換会」議事録

1 日 時 平成25年9月10日（火）午後3時から午後5時まで

2 場 所 長野地方裁判所大会議室（本館5階）

3 参加者等

司会者 石井 忠雄（長野地方裁判所長）

裁判官 深見 玲子（長野地方裁判所刑事部部総括判事）

検察官 北嶋 小枝（長野地方検察庁上田支部長検事）

弁護士 山崎 勝巳（長野弁護士会所属）

1番（裁判員経験者） 50代・男性・会社員

2番（裁判員経験者） 83歳・男性・無職

3番（裁判員経験者） 84歳・男性・無職

4番（補充裁判員経験者） 43歳・男性・会社員

5番（裁判員経験者） 40代・女性

6番（裁判員経験者） 54歳・男性・地方公務員

7番（裁判員経験者） 40代・女性・団体職員

8番（裁判員経験者）

長野司法記者クラブ記者 3人

4 議事録

司会者

長野地裁の所長の石井でございます。本日の意見交換会の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。裁判員、補充裁判員の経験者の皆様には、たいへんお忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。この意見交換会は、裁判員、補充裁判員として実際に裁判員裁判を経験された皆様から率直なご感想やご意見等を伺い、今後の裁判員裁判の運用の改

善につなげたい、そういう思いで開くものでございます。本日は、この4月に高木裁判長から代わりました深見裁判長に出席していただいておりますほか、検察官、弁護士の方にもそれぞれ出席をしていただいております。裁判員裁判に関する法曹三者が今後の運用を真剣に考える機会にしたいと思っておりますので、どうぞ率直なご意見をお聞かせいただくよう、よろしく願いいたします。それでは早速ですが、本日ご出席の皆様が関与された事件につきまして私の方から簡単にご紹介させていただきながら、それぞれ裁判員裁判のご感想、印象などといったことについて、順次お話を伺って参りたいと思います。

まず1番の方でございますが、事件は罪名が殺人です。家庭内暴力の絶えなかった息子を父親が殺害したという事案のようでございます。1番の方は裁判員としてこの事件に関与されております。裁判では基本的には犯罪事実には大きな争いがなくて、主として情状と申しますか、量刑が議論になったと伺っておりますが、判決では懲役6年6月という結論になったようでございます。それでは、裁判員になった感想でも結構でございますので、口火を切っていただけますでしょうか。

1 番

まず、裁判員になりまして、自分らの普段の生活は、本当に時間の流れが速くて即決が求められる。そんなような時代なんですけれども、裁判員をやっていた一週間、二週間くらいは、物事の本質をじっくり考える時間だったかなということを感じています。そういう時間を持てた。そんな感じがしました。やってみて感じているのが、自分の目線、一緒にやった裁判員の皆さんの考えた結果というのが、世の中のどういう位置にあるのかなっていうこ

とが確認できたのが、すごくよかったかなと。それと、裁判員をやった皆さんと一生懸命議論する中で、自分の考え方、個人の考え方の傾向、癖というのがあるなっていうようなところを感じました。やはり、一人の人間として、こっち側の方というところがあって、他の人だとやはり違う傾向があるな。そこで、どのようにして、上手く両方を尊重しながら、重ね合わせていって、いいところを見つけ出すのかなというところで、すごく有意義な経験でした。

司会者

なかなかふだんの生活などではご自分の傾向とか、そういうことを意識したことがなかったということでしょうか。

1 番

そうですね。すぐ即決で、走りながら考えるなんていう時代になってしまっているのです。

司会者

少し審理のことについても伺っておきたいと思えますけれども、審理の順番に沿っていきますと、一番はじめに起訴状の朗読、双方、検察官と弁護側の方で、この事件はこういう事件ですというふうな、双方の言い分の開陳のようなことが初めにあったと思います。審理に入る前、証拠が出る前の双方の言い分、これは初めの段階で、分かりやすく受け止められたでしょうか。

1 番

そうですね。説明の方は、検察官の方も説明していく中では、パソコンを使って、パワーポイントを使ってもらって、すごく分かりやすい説明、その中に写真とかそういうものも入って行って、すごく素人の私らでも分かりやすいような資料で説明してくだ

さったところがすごいよかったと。それと、弁護士さんの方ですと、やはり、これが家庭内暴力みたいなことですが、家庭内の事情というのがすごく分かるように、心情に訴えるような、弁護士さんの方は言葉がすごい多かったんですけども、分かるような言葉で説明して下さったのが良かったです。

司会者

続けてお尋ねしますけれども、その後で証拠が順番に出て来たと思います。検察官の方が調書を読み上げたのでしょうか。このあたりは聞いているだけで退屈したとかそういうことはなかったのでしょうか。

1 番

やはり、調書を読んでもらっているときに、どうしても先走って結論を出しちゃいたがるってところなんですけれども、調書に沿ってじっくり考えていけるというようなことがあったので、すごくよかったかなと。これは私個人だけかもしれないです。もっと早くささと分かっちゃう人もいるかもしれないし、もうちょい時間かかる人もいるのかどうか分からないですけども、私にはちょうどよかったかなと。

司会者

読み方が下手だとか、そういうことはなかったですか。

1 番

そういうことはないです。

司会者

スピードもよろしかったですか。

1 番

はい。

司会者

それから、少し最近話題になっているので伺いますけれども、この事件は殺人事件です。証拠の中に遺体の写真、そんなふうなものがあったのでしょうか。

1 番

見ました。それとか、殺人に使った凶器そのもの。血痕が付いているものも見ました。

司会者

遺体については、一部はイラストと伺いますか、絵で代えたという工夫もされたように伺っているんですけども、そんなこともありましたですか。

1 番

ありました。そういうところは、気を遣ってくださっているんだなど。私個人ではそんなのいいんじゃないって思っても、そういう光景がどうしてもっていう方もいらっしゃると思いますので、そういうところの配慮がすごくよかったんじゃないかなと思います。

司会者

個人的には特にショックだったとか、そういうことはございませんか。

1 番

私は大丈夫でした。

司会者

それから、証人の尋問があったと思います。この事件では3人の取調べがされたようですけれども、この証人にどんなことを聞かというふうなことがよく分かりましたでしょうか。

1 番

はい。まず、1番は被告人の奥さんですけれども、質問もさせていただきます。何かって言うと、その家庭ってどういうものだったかなっていうところが知りたいというところがあって質問させてもらいましたけれども、そういう機会もあって。

司会者

1番の方はご自分で質問されたということでしょうか。

1 番

はいそうです。

司会者

やっぱり、調書を読んでもらうのよりも直接来ていただいた方が分かりやすいという感じでしょうか。

1 番

そうですね。調書だけではどうしても、自分の聞き漏らしたところもあるのかもしれないですけれども、ここをもう少し深く知りたいよとか、ここはどうしたんだろうか、どう考えたんだろうなというところを知りたいというところで。

司会者

最後ですけれども、審理が終わりまして、検察官と弁護人の方で、それぞれ証拠に基づいてまとめの主張をされたと思うんですけども、この点はいかがだったですか。よく整理されていたとか、ちょっと分かりにくかったとか、そんな印象はありますか。

1 番

そこはなかったですね。双方とも分かりやすかったです。

司会者

どの点について、裁判員として判断したらよいかというふうなこ

とがきちんと頭の中で整理できましたでしょうか。

1 番

主張しているところが、どっちを重視したらいいかというのがなかなか難しい案件だったと思っているんですけども……。主張としているところは十分理解できました。

司会者

ありがとうございました。次に、2番の方と3番の方は同じ事件に関与されたようでございます。事件は強制わいせつ致傷、強制わいせつ、窃盗、強盗という罪名が付いております。お二人とも裁判員としてこの事件に関与していただきました。事件は、今申し上げたような犯罪を、警察官の職にあった被告人が次々と起こしたということで、ちょっと注目された事件だったようでございます。この事件も基本的には犯罪事実自体に大きな争いがあったわけではなくて、主に情状、量刑という点が問題になったようでございます。結論としては、懲役7年という判決になったようです。それでは、まず感想を2番の方からお願いいたします。

2 番

非常によい社会貢献ができたなど。私は中学校の社会科の教師でしたが、ずっと裁判のことは教え続けてきました。実は、これは性についての犯罪ということですが、性教育の全国的な研究集会があり、私はこの性教育の研究団体に所属していました。在職中から性についての授業をやってきたんです。ああやっぱりこういう犯罪が出てきたんだなど。この人はまともな性教育を受けてこなかったんだな。だからこの判決をもとにして、もっとまともな性教育をしてほしいんだとそういうメッセージになれば。自分が専門で関わってきたものですから、この裁判に関心を持ちました。

司会者

ありがとうございました。では3番の方は率直な感想としていかがだったでしょうか。

3 番

私は年齢のリミットを越えていましたので、選ばれてたいへんうれしく思いました。感じたままを申し上げさせていただきます。この裁判は県民の視点、感覚が反映されることでもあり、裁判員としての任務に応ずる責任を負っていることの重みを感じました。次に法廷に臨む心構えの参考となりました事柄をちょっとお話させていただきたいと思います。裁判期間中の昼食は、裁判員、補充裁判員、裁判長が同席し、出前弁当でテーブルを囲みました。裁判長のこのようなご配慮により和気藹々の時間を過ごさせていただきました。その中で、裁判員の法廷に臨む姿勢、役割について、同席者がそれぞれ手がかりを得られたのではないかと、このように私は感じました。

司会者

法廷に入っていないときはリラックスできたということですね。

3 番

そうですね。普通の話の中にでも、裁判長さんの話がずいぶん参考になることもありましたので。しかも、弁当の席にご一緒にいただけただけというところにたいへん感激しました。

司会者

1番の方と同じようなことをおたずねしますけれども、審理が始まって、検察官と弁護士双方からこの事件はこういう事件ですという初めの言い分があったと思いますけれども、これはすっきり頭に入りましたでしょうか。

3 番

これはよく理解できました。

司会者

この件は犯罪事実がたくさんありましたね。

3 番

6件か7件ありました。1つは単なる窃盗みたいなことでしたが、残りの6件のうち3件は致傷もあったということで、あとの3件はわいせつだけで、それぞれ共通の点がありました。そういったわいせつを行う手段はだいたい似たようなことでありましたので、6件とも、浅くかもしれませんが理解することができました。

司会者

審理のスタートではだいたいこんな事件だということはお分かりになったと。2番の方はいかがですか。そこは。

2 番

よく分かりました。とてもよかったです。

司会者

それでは、審理に入って検察官が調書をお読みになったと思うんですね。この件は特に犯罪数も多かったので、整理して読まれたかなとは思いますが、そのあたりはいかがですか。

2 番

よく分かりました。その現場が浮かぶようでした。

司会者

そうですか。3番の方はいかがでしたか。

3 番

多少は長かったかもしれませんが、何か一息入れると申し

ますか、裁判席の方向に視線を向けられたような感じがしました。それで、裁判員の表情をご覧になられたのかなと思ったんですけども、検察官の心が響くような、そんな感じがしました。

司会者

審理の関係でいいますと、この事件は情状の関係で証人がおられたと思いますけれども、証人尋問について何か印象に残っていることがございますか。

3 番

被告人の父親の方は、被告人の家庭、家族のことを述べられたと思います。そして、もう1つは被告人の妻が手紙をよこされていて、代読されたのが、出所するのを待っているということと、家庭は守っているというようなことで、ちょっと評決に近くなってくるんでしょうけれども、情状酌量の気持ちを呼ぶような、そういうような印象を受けました。

司会者

そういうものを紹介して、最後、検察官、弁護人のほうで事件の見方についてまとめのご主張をされたと思いますけれども、そこはいかがでしたか。納得がいくような整理がされておりましたでしょうか。

3 番

弁護人の方は、印象に残っておりますのは、6件のうち4件は示談が成立している、残りの2件については、鋭意努めておりますので、時間の問題で、これは成立するでしょうということで、私の印象では情状酌量に近いお話かなとこんなふうに伺いました。

2 番

私は、妻にあたる方の気持ちは分かりました。ただ、いくら家族

が情状酌量をしようとしても、性的な犯罪については情状酌量というわけにはいかないのではないかと思いました。

司会者

それは、検察官、弁護士双方の意見を聞いてそんな印象を持たれたということでしょうか。

2 番

はい。

司会者

ありがとうございました。それでは、次に4番の方にお伺いします。4番の方は強盗殺人という事件で、これは、被告人が犯人であることを全面的に争っていました。かなり注目された事件でございます。判決は無期懲役ということで、求刑どおりということかと思えます。4番の方は補充裁判員として関与されました。事件は現在控訴審で審理中ということですので、なかなかお話しにくいことも多いかと思えますけれども、まずこの裁判に関与して、事件の印象、裁判の感想などそういったところからお願いします。

4 番

裁判員を経験してからしばらく経っていますが、まだすっきりしない部分が心の中で、裁判がまだ係属しているということもありますし、心の中では晴れない。裁判員をやらなきゃよかったというのではなくて、いい経験をしたとは思っています。気持ちとしては未だに晴れないという感じです。

司会者

それは具体的にはどんなところ、やはり重い事件だったという感じなんでしょうか。

4 番

そうですね。被告が完全に否認をしている。物的な証拠がない状況で判断をしなければならなかった。評議のときにも思っていたので、例えば指紋とか血痕とか積み上げていくという中で判断しなければならぬというのもありましたし。

司会者

評議の話に少し入ってますので、後でまた評議のことは皆さんに伺いたいなと思っておりますけれども、審理のところですね、初めの話に戻りますけれども、冒頭段階から否認事件ということで、全対決みたいな形だったと思います。いろんな争点があったと思うんですが、初めの説明といいますか、検察官と弁護人側の証拠が出てくる前の説明、冒頭段階の説明。どんなところが争点かというふうなことは、すっきり整理して考えることができましたでしょうか。双方、何か工夫はしてましたでしょうか。

4 番

構図としては分かりました。それについては、最初の段階では進んでいく中で、審理の中で分かりやすく説明されていたので。

司会者

先ほどの1番の方にも伺ったんですけれども、この事件も殺人ということで、証拠の中に、特に否認事件ということですので、遺体の写真も出ていたのかなというふうに思うんですけれども、このあたりの取扱いといいますか、何か印象に持たれたこと、こうしたらいいんじゃないかなというふうに思われたようなことがあったらお聞かせいただけますか。

4 番

遺体の写真はありました。個人個人で印象が違うと思いますのでなかなか見ることがいけないとか言えないと思います。

司会者

これは、例えば写真をご覧になる前に、裁判長から例えばそういうものが写っているかもしれないという注意喚起みたいなことはあったんでしょうか。

4 番

ありました。これから遺体の写真を映しますみたいなことはありました。

司会者

率直に言って、遺体写真がないとその事件で審理ができなかったか、後で考えて、その写真が出なくても審理できたんじゃないかとお考えになったことはありますか。

4 番

それぞれ立証が違うので分かりませんが、個人的にはどうしても写真がなければというと、そうではないかなと。

司会者

争いのある事件なので、できるだけ事実に近いものという考えはあるかと思えますけれども、ぎりぎりであれば代替の方法もあったかもしれないと。そんな感じでしょうか。それから、この事件は否認事件ということもあって、証人もたくさんいましたね。頭の整理をしながら尋問を聞いたんでしょうか。あるいは、この証人何で調べているのかなというふうな、そんな疑問を、たくさんの中でこの人はいらないんじゃないかとか、そんなこと思うことはなかったですか。

4 番

いらないっていうことはないですね。たくさん証人の方がいらっしゃいました。たくさん争点がありましたので。

司会者

最後のまとめの論告，弁論，このあたりはいかがでしたか。こうしたらいいのにな，この点はどうなんだろうとか，いろいろ争点があったものですから。疑問が残ったところはあるんでしょうか。あるいは，それぞれの争点についての双方の言い分はひととおり分かったのでしょうか。

4 番

おおむね理解できました。

司会者

ありがとうございます。それでは，5番の方。5番の方は裁判員として関与されておりますが，事件は住居侵入，強盗強姦，強姦，窃盗，建造物侵入，窃盗未遂，器物損壊，強制わいせつと。たくさん罪名が付いている，これもいくつも犯罪事実があるという事件でした。主な内容は4人の女性に対して，強姦やわいせつ行為を行ったという点が中心の事案のようでございます。そのうちの強盗強姦罪の成立については争いがあったようです。判決は懲役20年という結論になっています。まず，この事件を担当された感想や印象など，伺えればと思います。

5 番

自分が裁判員をやるということを全く予測していなかったもので。裁判員のDVDをたまたま見る機会があって見たのですが，まさか自分がやるとは思っていなかったので，今回こういう機会を与えていただいて，最初はどうしようかと思ったのですが，自分としては大げさなんですけど，今までの人生の中で一番社会に貢献できたのではないかと思えるくらい大きな出来事でした。事件についてですが，来てみてその時にならないとどのような事件か

当然分からないので、正直殺人だったら嫌だなとは思っていたのですが、実際このような事件も重いので、最初はどうかと思ったんですけれども。内容が内容ですので、一番最初は、率直な感想としましては、自分も女性なので、どうしても感情が入ってしまうのではないかと、公平な立場で事件を見られないのではないかとというのが一番気がかりでした。公判に入って公平な目で見なければ正しい判断ができないんだということが分かってきて、それは大丈夫でした。

司会者

DVDと同じようにできましたでしょうか。

5 番

かなり前なので…あまり覚えていないのですが、あのようにはすっきりとはできないんですけれども。

司会者

審理のことについてお伺いしますが、皆さんに同じことをお聞きしますが、審理が始まって一番初めに検察官と弁護人の方でそれぞれ事件の見方について、主張があったと思います。この初めの段階のお話はいかがだったでしょうか。これも、割と事件の数があつたので、ごちゃごちゃしているとかそのわりには分かりやすかったとか、その辺の印象はいかがだったでしょうか。

5 番

事件の数は内容的には同類の事件が多くて、たくさんあつたんですが、1つ1つの事件に区切って分かりやすく進行しましたので、混乱することはなかったです。

司会者

検察官や弁護人の方で、ここは工夫をしているなど思われたこと

はありますか。

5 番

分からないので、分かりやすく。裁判というのが初めての経験なので、どのように進んでいくのかってということ自体も分からない状況なのですが、分かりやすかったです。

司会者

この事件も検察官の方から証拠として調書の読み上げがあったと思いますけれども、これはどんな印象でしたかね。犯罪事実たくさんあるし、結構時間かかりましたか。

5 番

時間はかかりましたが、他の事件が分からないので、やはり調書でその当時のことを説明していただかないと・・・それで考えていかなければいけないので。

司会者

頭の整理はできていたということですかね。

5 番

その場面場面で説明が細かくされていたので。

司会者

読み方はいかがでしたか。早すぎるとか、遅すぎるとか、そういったことはなかったでしたか。

5 番

特に、丁度いい。早すぎると分からないのですが、早すぎるということはなく。考えながら一緒に進んでいけるという感じでした。

司会者

率直な感想として、もう少し短くできないかなとか、そういう気持ちはないですか。

5 番

あまりそれは私は思わなかったです。聞くのに一生懸命だったので。1つ1つの内容がどう違うのか。

司会者

証人の尋問について何か印象に残ったことはありますか。

5 番

どうしてもこのような事件なので被害者の方から話を聞くということができませんし、この人だけに集中ということになってしまいうんですけれども、やっぱり偏らないように聞きながらも、やはり公平な考えで。

司会者

こういう質問したらいいのになと思ったことはないですか。質問は上手でしたか。検察官と弁護人から質問したと思いますけれども。

5 番

途中途中でちょっと疑問に思ったようなことをそのまま割と質問していただけたので。

司会者

審理が終わって最後に証拠の整理をして、まとめの主張があったと思いますけれども、それもだいたい頭に入りましたか。

5 番

変な言い方ですが、だいぶこちらも裁判に慣れてきたので、最初のころより落ち着いて聞ける状態にはなっていたと思います。

司会者

分かりました。ありがとうございました。次に、6番から8番の方は同じ事件に関与されたということですね。現住建造物等放火

という事件に裁判員として今日おみえの中で3名の方が関与されております。事件は被告人が母親の対応に不満を持って、共同住宅の母親の部屋に火を着けたという事件のようでございます。この件も基本的には犯罪事実自体については大きな争いがなくて、主に情状、量刑の点が議論されたということのようでございますが、結論的には懲役4年という判決になりました。お三方おられますけれども、それぞれ関与された感想のようなことを、6番の方からお願いします。

6 番

今日は3人出席させていただいていますが、補充員を含め8人が選任されました、男性が3人、女性が5人、年代を見ますと20代、30代、40代、私50代で一番年長だったんですが、男女それぞれの年代から偶然、バランスよく選任されたなという実感でした。扱った事件については、母親と子供の間のいろいろな葛藤だとか、これまでのいろいろなものが重なっての背景があったとうことで、特に私の立場からすると母親の立場の視点でなかなかそういったものを見なかったのですが、いろいろ話合いの中で、それぞれのお立場での裁判員の話聞いた。非常によかったなと思います。裁判員制度が始まって数年の歴史があるのですが、1つの裁判に対していろんな世代の人たちが裁判の内容について、いろんな意見を述べられるのは、1つ裁判員制度が目指す方向なのかなと感じてまして、タイミングよく今回の事件に関わらせていただいたというのが感想です。

司会者

ありがとうございました。7番の方はいかがでしょうか。

7 番

今回、司法そのものにたいへん関心が高まりまして貴重な経験をさせていただきました。心掛けたのは、公平、平等な判断、それぞれの立場にたって考えなければと思ってやっておりましたが、いよいよ評議に入りますと素人ですので、判決の重みが分からないものですから、過去の判例を見させていただかないと、量刑の判断が分からなかったなど。いよいよ判決ということになりますと被告人の今後の人生を左右するというすごく重い立場なんだなどと改めて実感しました。私たちの案件は、皆さんの案件と比較しますと、皆さんたいへん重い案件に立ち向かっていらしたんだなど感じます。今回はとてもいい雰囲気です。深見裁判長や裁判官などとても和やかな雰囲気で、みんな仲良くなりまして、皆さんでまた集まるような機会があるくらい仲良くなったのですが、もしこれが重かったらどうだったんだろうと改めて感じています。

8 番

今回、全部で6件の案件の方が集まりました。6番目の案件になるのですが、1番争点が少なかったこともあって公判前整理手続で検事さんや弁護士さんが事前に整理されていまして、なおかつ争点が少なかったもので、全てにおいて円滑、スムーズでした。裁判に立ち会う前はもっとかかるのではないかなと思っていたのが、思ったより円滑に進んだんですが、ですけれども、こうやって他の5件の方の重い案件でいけば、公判前整理手続があったとしても、いろいろと争点が増えていく分だけ時間がかかって、他の裁判員の方たちは苦労されたんだろうなどと改めて感じています。

司会者

そうしますと、争点も整理されていて比較的分かりやすかったと、

そういうお話が出ましたけれども、審理に入った段階でも、先ほどこから皆さんに伺っていますが、初めの段階の検察官，弁護人のそれぞれの立場からの主張といったものも，それぞれの言い分はよく分かったということになりますでしょうか。

6 番

今回の件は事前に被告人が起訴事実を認めているという情報をいただいていたので，検察側，弁護側の論点は量刑の部分でどういう評価をするかという点でした。双方の主張については，整理されていたと思います。

司会者

それでは7番の方ですが，争点は整理されていましたが，量刑も含めてどんな犯罪事実だったろうというのは，検察官の方が調書を読み上げたと思うのですが，そのあたりはいかがだったですか。もうそんなにたくさん読まなくても分かりましたというようなことはなかったでしょうか。

7 番

いえ，問題なく整理されていて。

司会者

時間的にはいかがでしょうか。

7 番

初めてでしたので・・・。

司会者

比べられないですか。

7 番

比べられないですけれども，違和感はなく。

司会者

8 番の方はいかがでしたか。

8 番

争点は少なかったものですから、分かりやすく、スムーズに。これが争点がいちいちあつたりすると、私も初めての経験なのでまごつくでしょうし、聞きながらメモを取ってるんですけども、メモを取る方が重要なのか、聞いている方が重要なのか、ある種ジレンマに陥りまして、終わって評議という形になったときに、ああ何て言っていたのかなというような点もあつたりもしました。それでもあるわけですから、他の5件の方のようにいろんな争点があつた場合にどうなのかなって。私どもの裁判は少なかったもので非常に分かりやすく。

司会者

この事件は、情状関係の証人が3人おられたんですか。

深見裁判官

情状といいますか、被害者であるお母さんが証人でした。単純な情状証人というわけではなく、被害者的立場のお母さんが証人でいらっしやいました。その他にお友達と、父方のおばあさんが証人でした。ですから、純粋な情状証人とはちょっと違う。

司会者

今裁判長に説明してもらいましたが、3名取り調べられたようですね。証人尋問については、どんな印象を持たれましたか。

6 番

情状の部分が争点になってきますので、私とすれば母親の気持ちをお聞きしたいという思いがあつたのですが、緊張されていたのか、母親の声がちょっと聞きとりにくい部分がありまして、それがちょっと残念でした。

司会者

その聞きとりにくい部分というのは後で確認はできたんですか。

6 番

どこまで、再度やりとりをしていいのかっていう、経験がなかったものですから、半分聞こえて、半分あいまいなみたいなどころで過ぎてしまったかなと。

司会者

7 番の方はいかがですか。証人尋問の印象というのは。

7 番

双方、親子で被告人が息子ということで、私も子供がいますので、母親の立場に立って見たときと、子供の立場に立っているのと、恵まれない家庭環境だったり、その辺が凄く悩みました。

司会者

8 番の方はいかがですか。質問は適切な質問だという感じがしましたか。聞いてほしいことを聞いてもらったということですか。それとも、このあたりはもう少し聞いてほしかったなというところはありましたか。

8 番

裁判が終わった後に、こんなことを聞いておけばよかったなという思いはありますけれども、質問の内容自体については特に。

司会者

そうすると、最終的な証拠調べが終わった後のまとめというものも、だいたい整理されて頭に入ったというふうなことでしょうか。

8 番

パワーポイントで、絵でいろいろ説明をしていただきましたので分かりやすかったです。訴えるような感じで人情味がある弁論で

非常に心打たれる部分もありました。

司会者

ありがとうございました。審理のこと、法廷のことについては一通り聞かせていただいたところです。法廷の審理についてパワーポイントとか、そういう話もありましたけれども、こういうふうにやってもらったのがとてもよかった、これは見にくかったので改善の余地はないのかというような、そんなことがあれば伺いたいのですが。

1 番

現場を再現するように、警察官の方か分かりませんが、その人が被害者になって、そこに横たわってくれて、加害者がその横にいてでどうやったってというようなところを再現してくれる写真なんかもあって、そこはすごく分かりやすかったかなというところです。

司会者

それは法廷で映したりしたんですか。

1 番

ええ。

司会者

では、2番の方

2 番

3番の方もおっしゃいましたけれども、控室で話しやすい雰囲気非常に良かったです。裁判員全体が緊張がほぐれる、リラックスしていました。裁判長がこういう判例がありますと示してもらったのが良かったです。

司会者

他の方でこういう方法がよかったとか、そういう点があればあるいは、ここを改善した方があれば言っていた方がありがたいのですが。

4 番

証拠の中にDNA鑑定がありまして、最初に解説のDVDを見せていただいて、きちんとやりとりの中でも分かりやすく何度も説明していただいたので、最初に難しそうだなという事前の印象よりは分かりやすかったです。

司会者

専門用語についての補充はそれなりにあったということですかね。それでは、審理のところはそんなことで、評議の話を少し伺います。すでにお話の中にいろんな評議のお話が出ていますけれども、2番、3番の方は評議室ではリラックスできたというふうなお話ですけれども、評議の段階でおそらく、こういう点について議論してもらいたいというふうな裁判官の説明があったんじゃないかと思うんですけれども、裁判官のほうからの説明、評議の流れは分かりやすかったですでしょうか。印象から伺います。1番の方いかがでしょうか。

1 番

私らがやった評議はすごく分かりやすかったです。本人自身も自分がやったと認めてますし、結局は刑をどれくらいにするかっていうところだけを考えていけばいいということだったので。その中で一つだけ、私だけだったかもしれないですけれども刑の仕組みっていうのがどうなっているかよく分からないので、結局評議するときに教えてはいただいたんですけれども、もしよろしければ、評議する前の公判で審理する前に教えておいていただけると、

もしかすると質問とかそういうところにも少しでも役に立つかなっていうところが、今回の評議で感じました。結局どうなったら、刑に服していて、どうすれば減刑になるとか、そういったところがあると思うんですが、私らは知らないんで、特に今回やった殺人は家庭内のことで、かわいそうだよねって思うところもあって、少しでも短くしてあげたいななんて感じたところもあったので、刑の仕組みがどうなっているかっていうのを少しでも早めに教えておいていただけるとスムーズにいったかなと思います。

司会者

それは最終的には分かったんですか。

1 番

それは分かりました。評議の中で教えてはいただきましたんで。

司会者

2番、3番の方はいかがですか。だいたい雰囲気は先ほど伺いましたけれども、裁判長の進め方といいますかそのあたりは。

2 番

軽すぎる刑にするわけにはいかないなと思いました。しかし、懲役何年ということについてはまるで見当がつかないですね。裁判長の方から、こういう事例にはこれだけの刑罰、事例ごとにこれが何年でしたというふうに。

司会者

先例の説明のようなことがあったのですね。

2 番

歴史的な、この種の裁判って、今までどういう経過をたどってきたのか。それに比べてもう少し重くするか、少し軽くするか、判断材料ができました。

司会者

3 番の方は。

3 番

評議は押しつけがなく、非常によかったと思います。類似罪状に関する事例をプロジェクタで拝見させていただきまして、刑の算出の材料にもなったことは確かであります。

司会者

皆さんはご自分の意見は率直に述べる機会があったということですね。

3 番

刑については判断が難しく、結局、裁判員各自の市民感覚、良識に負うところであるところですから、多数決と、こういうことになったわけでございます。もちろん、多数決で決した刑については全員が賛成と、こういうことでございます。

司会者

4 番の方はいかがでしょうか。補充裁判員という形で関与されていましたが、意見を述べたりとかそういうあたりはどんな感じだったのでしょうか。

4 番

補充裁判員だからといって意見は言えないということは全くなく、話し合いには裁判員の方と同じように参加しました。

司会者

裁判官の印象などありますか。

4 番

裁判員の方を誘導するようなことはありませんでしたし、裁判員が自発的に意見が出せるように、じっくり時間をかけて進めてい

たなという印象です。

司会者

皆さんそれぞれのところで意見はお述べになったという印象ですか。

4 番

そうですね。たぶん・・・，じっくりじっくり進んだので，逆に，評議の全体の流れの重さというか，重たく先が見えづらい，そんな感じでした。

司会者

争点がたくさんあったからですかね。

4 番

そうですね。

司会者

ありがとうございました。5番の方は評議の時，印象なり自分の意見がきちんと言えたかという点については，いかがでしょうか。

5 番

自分としては意見は言えたと思います。1番の方もおっしゃってましたが，知識というか先入観があって入ってはいけないので，しょうがないのかもしれないですけども，すぐに来て，何も分からないうちに裁判に入ってしまうので，入ってきて戻ってからいろいろお聞きして，あれはこうだったんだって分かるので。火をつけたのに何で放火でなくて器物損壊なのとか，火をつけたら放火だと思ってしまうんですね。（強姦に）強盗がつくのとならないでは刑の重さが違うとか，後でよく説明していただいたので分かりました。

司会者

ありがとうございました。放火の事件に関与された3名の方、6番の方いかがでしたか。

6 番

先ほども申し上げたのですが、補充員含めて8名のうち5名の方が女性でした。今回の事件は母親と子供の間で葛藤があってということで、評議の中では雰囲気としては和やかという言葉を使ってよいのか分かりませんが、評議は発言しやすい雰囲気を作っていただきましたと感じています。

司会者

7番の方はいかがでしたか。

7 番

先ほども言いましたけれども、量刑の判断が一番素人にとっては難しい判断になりますので、5番の方がおっしゃったように、事前にこんなケースはたぶんこうだよってというような、ちょっとした研修でもないんですけれども勉強会みたいなことをしていただいてから法廷に入ると、気持ちの準備といいますかね。じゃあこういう角度から聞いてみようとか、そういう準備なく裁判長と同じところに立たせていただくわけなので、ちょっと心の準備という点ではどうかなど。

司会者

どこかで上手に予備知識みたいなものが入ると。

7 番

予備知識をつけて入れればよかったんですけれども、やっぱり日常は全然違う仕事をしていますので、予備知識が前提でありますと。

司会者

段階的に、それぞれ知りたいことは裁判員の方によって皆まちま

ちかもしれませんけれども、少しずつ知識があれば。

7 番

今になりますと、裁判に関わる本とかに興味を持つようになったんですが、ちょっと前後しちゃったなという感じです。

司会者

そのへんは、裁判官が気がついたときにはやっていたかと思えますけれども。

7 番

それについて、過去の事例を見せていただきまして、自分が納得した上でできましたので、ありがとうございました。

司会者

8 番の方はご自分の意見を忌憚なく述べることはできましたでしょうか。

8 番

支障はなかったです。どうしても素人で初めてなものですから感情論含めて、どうしても個人的な見解になってしまうようなことが、幾度か、他の方もありまして、その度に、裁判官の方に、別の側面から見て、こういう捉え方もあるとうような話をいただいて、ふっと我に返るといような場面も多々ありました。そういう意味では我々としては多方面から見る努力はしているんですけども至らなかつた部分をご容赦いただきたい。ご容赦いただいたものだと思いますけれども、そういう意味では非常に和やかにできましたし、いい勉強をさせていただきました。全方位的な目で偏りなく判断できました。

司会者

これで一通りお尋ねしましたけれども、初めて裁判員を経験され

て、こういうことをやるのかということを実体験されたのですけれども、もしこれから裁判員になられる方がいたらこんなアドバイスをしたいとか、そういうことがあったら一言ずつでもお伺いしたいし、あるいはもう一回自分が裁判員になったら、こんなふうに関与してみたいなということがあったら、一言ずつお願いできたらと思います。1番の方。

1 番

いい機会を与えていただいたと思っています。自分の意見を主張して、他人の意見を尊重していかなければならないというところもあって、そこにうまく自分の意見を重ねていってというようなことを繰り返していくというようなことをやって、結論を導いていくというこういう経験というのは、自分も50代ですけども、これからの自分の人生にとっても有意義なものだったなという感じがします。ですから逆に同じ裁判員の中で20代の方もいたんですけども、そういう人たちが逆にうらやましく思えまして、そんな20代の若いときにそういうのを経験できているっていうところが、すごく経験した人にはプラスになっているなというような気がして、逆にうらやましく思っている、そんな感じです。ですから、ぜひとも若い人なんかは積極的にやっていけばいいんじゃないのかなという感じです。

司会者

2番の方はいかがですか。

2 番

これから裁判員になる人は断らないで、人権訴訟みたいに一役買う仕事でためになるから、断らずに受けてほしい。

司会者

3 番の方はいかがでしょうか。

3 番

これは裁判員候補者名簿に記載されてからの話になりますので、同封される裁判員制度のQ & Aですか、これをまず精読されることと、新聞紙上記載の記事、裁判員裁判を大小の事件にかかわらず読まれることをお勧めします。そして、裁判員に選任されたら、それにちゃんとされたらいかがでしょうか。

司会者

ありがとうございます。4 番の方向か。

4 番

さっきちょっと言いましたけど、県外の方で裁判員で具合が悪くなってしまった、そういう方もいるので、個人的には非常にやってよかったと思うのですが、それぞれ個人で判断して、やれる方はぜひ経験していただきたいと思います。制度が始まってまだ最初のところで、そういう方がいらっしゃって残念なことなんですけど、裁判員を経験した後のその後のフォローとといいますか、そういうのが今回の方もそうですし、経験した後のそんな形でフォローしていただきたいと思います。

司会者

5 番の方はいかがでしょうか。

5 番

やることはないだろうと思っていたんですが、ちょっとやってみたいなというのはありました。実際にやることができ、いろいろ勉強になりましたし、話せる範囲で子供に裁判所の公判ってこうやるんだよ、判決で金さんみたいなことをやるんだよって言うと、司法に対して子供が興味を持つというか、子供はいい意味で

興味を持ちますので。やはりこれから社会を担う人にとっては、もうちょっと知ってもらっていたほうが、興味のある方は知っていると思うんですが、参加する機会がないので、これで実際になったときにはちゃんとやれるように。私は特にはひきずることは全然なかったんですが、逆にいい意味で終わってからちょっと燃え尽き症候群のようになってしまっただけ。ああ終わっちゃったんだみたいな、すごく期間中は家にいてもどうしても頭から離れない、ずっと考えたりしていたので、終わっちゃうと力が抜けちゃたみたいなのところがあったんですけれども。嫌ですとかそういうことは全然なかったもので、やれる方はどんどんやってもらいたいです。

司会者

ありがとうございました。6番の方。

6 番

判決が出まして裁判が終わりました。職場に帰ってきたのですが、わりと職場の皆さんも裁判員に関心があるなど実感しています。特に身近なところから裁判員が選出されたというところもあるでしょうから、結構、今度はあなたの番かもしれないよと言うと、意外とやってみたいなというような人が多いような感じがします。そんなこともあって、今回の意見交換会の案内もあったんですが、私にできることとすれば、こういった経験を他の皆さんに話をしたり、こういうところで話をさせてもらうのが役割なのかなと感じています。

司会者

ありがとうございました。7番の方いかがですか。

7 番

私も選ばれたときに、職場はもちろんですけれども、学校、PT

A, 地元の方がもう知っていてというか噂になっていて, とても私と話をしたがっているんです。すごく興味を持っている方が多いし, 私もとてもよかったなんてことをすでに皆さんにお話しています。ただ4番の方がおっしゃったようにメンタル面で弱い方に重い案件がいかないような配慮というのが必要なんじゃないかなと, 私たちはとてもよい案件といいますか, いい仲間作りにまで発展したんですけれども, いろいろなケースがありますので, その辺は少し配慮していただいて。貴重な体験をありがとうございました。

司会者

最後, 8番の方いかがですか。

8 番

非常にいい経験をさせていただいたと思っています。精神的な負担の部分は案件によって配慮する必要があるし, 精神的な負担がある方もたぶんいらっしゃるし, 具合が悪くなってしまった方へのサポートも必要なんじゃないかなと思います。

司会者

ありがとうございます。それではもう一つ違うことを伺いますけれども, 周りの人が職場でもいろいろ興味を持ってというふうなお話を伺いました。あなたのところにきたらぜひやった方がいいよと, こういうふうに言っていただいたらとありがたいと思いますけれども, 同時に, 裁判が終わった時に守秘義務がありますよという話を聞いたと思います。評議の中身のようなことは外で言わないでねと, こういう話になっていると思いますけれども, いろいろお話している中で, ここまで言ってもいいのかどうか, 実際終わった後で困ったといいますか, 悩まれたといった経験をお

持ちの方いらっしゃいますか。6番の方いかがですか。

6 番

やはり，守秘義務のことは皆さん承知されていると思います。特に困るような質問はありませんでした。

司会者

それでは，今日お見えになっている検察官，弁護士の方からもご質問があるようでございますので，検察官の方から。

北嶋検察官

本日はこのような機会をいただきありがとうございます。もう司会者の方でずいぶんお尋ねいただいて，皆様のご意見を伺えたのですが，いくつかお尋ねさせていただきたいと思います。全体の総論のところからまたそれぞれの個別のところに戻ってしまいましたが，一番最初に検察官と弁護人からそれぞれの主張を説明する冒頭陳述という機会があったと思うのですが，その段階では事件の内容などは全然お分かりいただけていない状態でこれが始まるかと思います。その全く分からない状態でお聞きいただいて最初の説明が多すぎるとか，短すぎるとか，やり方としてメモをお手元にお配りしたりとか，あとはモニタで映してご覧いただいたりとかしてると思うのですが，最初にお聞きいただく情報量ですとかやり方の点で何かご感想をいただけたらと思うのですが。

司会者

全員に聞きますか。

北嶋検察官

ちょっと多すぎて分かりにくいとか，モニタと手元のメモでどちらの方が分かりやすかったかということなどをお伺いしたいと思

います。

1 番

私は先ほども言いましたように、モニタでパワーポイントで作ってもらって、そこを見ていくとすごくよく分かったなど。やはり人間は文字よりも絵ってというかそういうものでパッと出してもらえらるともっとすごく情報量がいっぱいあって、すぐ理解できるというところがあって、写真とそういうのをうまく利用してやってもらった方が。

司会者

2番の方、3番の方もやはりモニタを使ったり、メモが提出されたりと、そういう形で進みましたか。それは事案を理解する上で有効だったですか。

3 番

そうですね。先ほどちょっと申しあげまして私が一人で感じたかもしれないんですけれども、やはり長くて難しいこともありますので、棒読みということはないでしょうけれども、やはりちょっと一息入れていただくような感じで、裁判員席の方も眺めていただくとか、議会じゃありませんので咳払いはできないでしょうけれども、ちょっとそういったことがあると、気が楽になるような気がします。

司会者

間を取っていただいて。

3 番

ええそうです。

司会者

4番の方は、たくさん争点がありましたけれども。

4 番

僕の場合は、昔の新聞をちょっとひっくり返したりして、こんな事件だったなっていう、なんとなく見てから。私は2年くらい前の事件だったので、そんなものを見た上で、だいたい内容は分かっていたので、いろいろたくさんの争点があったんですけども、これからの審理でいろいろ説明して分かるようになるんだろうと思って話を聞いていました。パワーポイントなどもたくさん使ってもらったんで、分かりにくいということはありませんでした。

司会者

5 番の方どうぞ。

5 番

同じ様な事件がいくつかあったので、実際に公判になったときに画面で映していただいてその時はそれで分かるのですが、手元に資料をいただいて、事件ごとに細かく資料に書き込んだものが役に立ちまして、そこで書き込んだものを見ながら、ああこのときはこうだったんだということもあったので、やはり画面だけではそのときはいいんですが、忘れてしまうこともあると思うので、細かい内容を記していただいたものをいただくと非常に分かりやすいです。争点がそれも分かりやすく記されていたので。

司会者

その手元にいただいた資料というのは、細かすぎるとか、もう少し簡潔に書いてほしいとか、そういうあれはなかったですか。

5 番

ちゃんと、具体的にポイントを書いていたので、細かすぎるわけでもなく、大雑把すぎるわけでもなく、色使いとかも分けてカラーで記されていたので、本当にここが大事なところなんだ

などといったことも分かりますので。

司会者

分かりました。6番以降の方，そちらは1つの事件ですけれどもいかがでしたでしょうか。

6 番

先ほどもありましたように，争点が絞られていた事件でしたので，関わる人たちは建物の所有者ですとか，入居者ですとか，他にもおられて，それぞれの証拠があったんですが，その中でペーパーに目を通しまして。

司会者

7番，8番の方も同じでよろしいでしょうか。

7番・8番

はい。

北嶋検察官

それでは，もう1点お聞かせいただきたいと思います。今度は審理の内容，証拠調べという調書の朗読ですとか，証人尋問などが行われたことについてご意見をお聞かせいただきたいと思います。それぞれの裁判について，調書の朗読というのと証人尋問で直接本人から話を聞くという，大まかに言ってしまえば二つのやり方があったかと思うのですが，一概に比較できるものではないかもしれませんが，どちらが分かりやすかったかとか，例えば調書の朗読はこの点がよかったとか，証人尋問はこの点がよかった，またそれぞれ，この点があまりよくなかったという点があれば，ご意見をいただきたいと思います。

司会者

比べられないかもしれませんが，証人尋問と取り調べた調書

を検察官が読むのと、どちらが分かりやすかったかと、分かりやすいと思うかということですか。

1 番

私らの案件でいきますと、お父さんがあれなんで、お父さんに質問をしても、もう自分が悪いことをしちゃったと思って、最後は泣き声になっちゃうくらい感じだったので、そういうことでいくとやはり、逆に、調べてもらってあるそちらの方を読んだ方がずっとよかったかなって。ですから、そのパターンそのパターンで違うんじゃないかなと思います。

2 番

それぞれ聞いてよかったと思います。それぞれの立場で一生懸命話されたと思います。

司会者

2番、3番の方は性犯罪のケースですので、被害者の方から直接聞くことは難しいわけで、まあだいたいうまくいったというふうでしょうか。

2 番

気持ちはよく分かったということですか。

司会者

4番の方のケースは、全面否認だったので、全部証人だったんですね。調書の読み上げもあったんですか。

4 番

印象としては、被告人の方の質問とか、何時に家に帰ってきて、何をしてってというような話があったんですが、捜査段階では供述したけれどもそうじゃないっていうやりとりがあったりして。話が違っちゃうかもしれないんですが、取り調べを全部映像で取る

という話があるんですけど、そういうのがあれば一目瞭然で。言った言わないみたいなやりとりが本当に続いたので、そんな不毛なやりとりというか、映像で残っていれば分かりやすいのではないかなと思いました。

司会者

5 番の方はいかがでしょうか。さっきもちよつと言われてましたが。

5 番

どうしてもこのような事件なので後から聞けないので、この人だけに集中ということになって。

司会者

6, 7, 8 番の方は、どなたに伺いましょうか。

6 番

声が小さくて分かりずらかったです。被害者でありながら母親であるということで声が小さくなってしまうのかなと。

司会者

審理ですから尋問するのであればちゃんと声の通るように工夫をしなければいけないということですかね。

6 番

そうですね。

3 番

ちよつといいですか。罪状認否に争点がない時、私は証人はいないのではないかと思いました。私どもの事件は弁護人側の証人だけが出てきたわけです。どうして検察側の証人が出ないのかちよつと理解できなかったです。

司会者

検察側が証明したいことは証人を出さなくても調書を読んでもらえれば分かるから、あえて証人に来てもらって尋問しなくてもいいだろうということかと思いますが。

2 番

罪状認否に争点がなくとも必要なんでしょうか。

司会者

弁護側としてはいろいろ情状で説明したいところがあるのではないのでしょうか。

2 番

そちらの方で解釈すれば、情状酌量という意味で分かりました。

山崎弁護士

一つだけお尋ねします。審理をご覧になって、おひとりの方を除いて自白事件ということで刑だけということで、もちろん4番の方も刑の問題はあると思いますが、審理を見てその時自分が感じたこのぐらいかなあと感じた刑と、そのあと評議をやる中で、最初評議をやる前に感じた刑と評議をやる中で最初の感じとは変わりましたでしょうか。変わりませんか。もし変わったとするとひとつだけではないと思うのですが、しいてあげると裁判官の意見、他の裁判員の意見があると思うのですが、あげるとすると、どの方の意見が影響あったと感じるか、具体的なお話は結構ですが、変わったか変わらないか、影響があったとすると一番はどれか、可能であればお話ししたい。

司会者

初めの印象と最後判決の時のイメージが違ったかどうかということですが。先程から初めのそもそも相場が分からないというお話があったのでちょっと難しいのでしょうか。印象をお聞かせいた

できればと思います。

1 番

私は変わりました。最初家庭環境とかをお聞きして、みんなで議論するなかで他の案件と照らし合わせて見ていくとちょっと違うのかな感じました。それとあと裁判員の中でもっと重くすべきだ軽くすべきだという意見，それで変わっていきました。

司会者

2 番の方はどうですか。

2 番

最初どのくらいがいいか分かりませんでした。裁判長からいろいろな判例をお聞きしながら固まってきました。

3 番

私は裁判員の構成比率も影響していると思うんですけども。事件がわいせつということでおさら思いましたんですけども。私は最初の考え方から変えさせてもらいました。それは結局社会的制裁を受けることとか被告人が深く反省しているとか，そのような弁護人の話も必要かなと思ひまして，考えを少し変えさせていただきました。被害者が女性だけですので，やはり裁判員の構成の比率がどうかなあ，その辺はやはり考えられるのかなあと思ひました。

4 番

他の人の意見を聞く上では影響はありました。

5 番

最初は分からなかったのですが，だんだん分かってきて，最後は結論的には変わりませんでした。

6 番

私は変わりました。評議の中で量刑とは罰なのか被告人が更生する期間なのかという議論がありまして裁判官からも説明がありましたが、私は個人的には今も更生期間かなあと思っていて、評議の中で。

7 番

私は最初全然変わりませんでした。量刑判断はできませんでした。でも、評議の中でいろんな意見を聞きまして自分でそれなりに判決を決めて最後まで自分の気持ちは変わりませんでした。

8 番

最初の結果で変わりませんでした。動いたんですけれども、最終的に変わりませんでした。

司会者

評議がありますから意見を聞けば揺れ動くけれども元に戻ったということですか。

8 番

そうです。プラスもあればマイナスもあるということ。

司会者

報道機関の方からご質問はありますか。

記者（毎日新聞）

貴重なお時間を割いていただきありがとうございます。一点だけ質問させていただきたいのですが、殺人と強盗殺人という人の命に係わる裁判に係られた1番と4番の方にお伺いします。裁判員の後には急性ストレス障害ということで福島県の女性が賠償訴訟を起こしたということがあったと思いましたが、裁判員の心理的ケアが一つの課題になっていると思うのですが、裁判員を実際に経験してみて心理的に負担を感じたなあという点や改善した方

がいいという風を感じた点があれば教えていただきたい。

1 番

負担がないというのほうそになると思います。裁判員をやっている間は夜寝つきが悪いということはありません。ただ、私自身としてはそれが耐えられないほどというものではなかったです。また裁判所のみなさんの配慮がいっぱいあったと感じています。なるべく見ないようにと気を使っていただいたりして耐えられたかなあと感じています。やはり自分の考えとしては国民の義務ということで自分の健康とかスケジュールとか許すものであるならば協力すべきだなあと感じています。

4 番

人それぞれだと思います。全然ないとは言いませんが。終わった後に裁判所の方からサポートしてもらえればいいなあとと思います。

記者（信濃毎日新聞）

今日の回答していただいた中で追加でお伺いしたいことがあります。まず4番の方に、まだすっきりしないではれない気持ちもあるというお話でしたが、判決について納得できない部分があるのか、それともお話の中でもありましたが、直接証拠がない中で間接証拠をどこまで積み上げればそういう風に判断できるのかと感じた部分もあったとお話でしたが、この点について何がどうすっきりしないのか、詳しく聞いてもよろしいでしょうか。

4 番

判決について決して不満がある訳ではありません。評議の中で言いたいことは言いましたし、最終的にみんなで決めたことなので判決については納得しています。ただ、本人が否定していること、

状況的に証拠がいくつもあるけれども、それがいくつあれば有罪としていいのかどうかという線引きが、自分でどこに線を引くかという判断が分からないので、自分の中ですっきりしないというかはっきりしないので、それが自分自身の原因だと思います。

記者（信濃毎日新聞）

今振り返ってみれば、この時こうしていれば、もう少しすっきりできるとか、納得できるとか、今後自分と同じような人ができるかもしれないとしたら、こういうふうになればいいんじゃないかなあという意見や改善を求める点がもしあれば伺いたい。

4 番

話を聞いたわけではありませんが、同じ証拠で納得している裁判員の方もいるかもしれませんし、何とも言えません。

記者（信濃毎日新聞）

6 番の方お伺いしたいのですが、証人尋問の中で聞えづらかったということがあったようですが、評議や刑を決める中で特に影響はなかったのでしょうか。そういう時があったらこういうふうに改善してもらいたいかなあというところがあれば伺いたい。

6 番

聞えなかった部分での判断への影響ですが、情状の部分でどうなのかと聞いたかったのですが、評議の中でみなさんと話を聞いたりしてトータルで判断する中で、結果的に聞えなかった部分について判断は間違っていなかったと思っています。裁判所内の音響システムがどのようなになっているか詳しくないですが、そういうところで改善される部分があれば検討していただければありがたいと思います。また、法廷の中で聞えませんかとか言えなかった自分もいましたので、それは自分自身の反省かなあと思

ます。

司会者

小さな声でも拾えるマイクがあったらと。

6 番

そうですね，人によってしゃべる声は違いますので，いちいち人によってシステムを合わせるのは大変だと思いますが，裁判長からももう少し大きな声でとお話ししていただいたことも事実ですので，あの場ではあれが限界だったのかなあと思っています。

深見裁判官

今日は本当にみなさま方ありがとうございました。貴重なお話をお聞かせいただき，大いに参考になると思います。私たちも毎回違ったメンバーをお迎えして，毎回毎回新鮮な気持ちで裁判に臨んでいます。みなさん方にいろいろ意見をいただいて，私たちも意見を変えることもあります。違った視点から意見をいただいて，こういう見方もあったのかということでも私たちが視野を広げていただいたと思っています。公判が始まる前に何かレクチャーがあってもいいのではないかとのご意見もありましたが，裁判官も公判が始まる前まで証拠を全く見ていませんので，この事件はこうなりそうですとか，この辺が相場ですとは言えませんのでご容赦願いたい。毎回私たちはみなさん方をお願いしていますが，みなさん方の貴重な経験を周りの方々にどんどんピーアールしていただけたら，ありがたいなあと思っています。よろしく願いいたします。

司会者

それでは，時間を超過してしまいましたが，裁判員，補充裁判員経験の8名のみなさま，本日はお疲れさまでございました。貴重

なご意見を伺うことができました。裁判員裁判は、国民のみなさまに支えられて運用がされているものでございます。長野県でいいますと、実際に裁判員裁判に関与された方は500人台というところですが、先程お話にも出ていましたが、裁判員候補者名簿に登録されたという通知を受けている方は、既に延べ2万人を超えていますので、長野県の人口でいいますと、100人に1人にはもう通知が来ているということになります。もう他人事ではないといえますか、身近になっているのではないかと思います。しかし、またそれだけ今後更に多くの皆様にご協力をお願いする必要があるということでもございます。是非、経験者の皆様方からも行ってみるといいよというお話をしていただけたら幸いです。私達も常に改善を考えていかなければならないと思っています。そのためにもこのような機会にいただいた皆様の声は大変貴重なものでございます。本日のお話を参考にして少しでもよい方向にしていきたいと思っております。本日は長時間ありがとうございました。